

特別養子縁組で子どもを迎えることを決めた 親の心のプロセス

中鉢路子¹⁾ 三國牧子²⁾ 渡邊真伊³⁾

1) 青山学院大学教育人間科学部心理学科

2) 九州産業大学

3) 愛の園ふちのべこども園

The psychological process of parents who received their children through special adoption

Michiko Chuubachi, Makiko Mikuni, Mai Watanabe

1) Department of Psychology, Aoyama Gakuin University

2) Faculty of Human Sciences, Kyushu Sangyou University

3) Ainosono Fuchinobe Centers for Early Childhood Education and Care

abstract

In this study, the authors examined the psychological processes of parents who adopted their children through special adoption. Compared to the past studies, this study is unique in that it examines the processes of more diverse range of adoptive parents, for example, fathers, and couples who have not experienced fertility treatment. The authors conducted semi-structured interviews with six adoptive parents and analyzed the data qualitatively by creating TEM diagram. Three major phases were observed during the processes of adoption. In the first phase, the couple communicates and reconciles various types of feeling associated with special adoption. The second phase involves learning about special adoption and parenting through training sessions, while seeking cooperation of those who are around them. The efforts the couple make in this phase form the foundation of the relationship with their children. The third phase is the time to meet their child and become parents. Adoptive parents tend to have concern that the birth parents' intentions may change. It is essential to provide support for communication between couples who are considering using the special adoption system at an early stage.

キーワード：特別養子縁組，養親，心のプロセス，夫婦のコミュニケーション

Key words: Special Adoption, Adoptive parents, Psychological processes, Communication between husband and wife

子どもと家庭養護，特別養子縁組の現状

子どもに対する福祉には、「家庭における養育環境と同様の養育環境（改正児童福祉法第3条の2）」として、子どもが成長をするために必要な養育機能が実親のいる家庭では適当でないときに、

その代替的な環境を利用し、当該の子どもが安全に安心して生活ができる機能の場として提供する制度がある。子どもにとって安心して帰る家があること、心身の発達が保証されることは、その成長に欠かせない。「家庭環境と同様の養育環境」

表1 養子縁組と里親の要件（厚労省 HP より作成）

	里親家庭	普通養子縁組	特別養子縁組
実親との関係	存続する	存続する	終了する
監護期間	なし	なし	6ヶ月以上
養親の要件	法律上の親子関係なし	成年者であること	原則25歳以上の夫婦
養子の要件		養親より年上でないこと	原則15歳未満
戸籍の表示	なし(実親の戸籍に残ったまま)	養子(または養女)と記載	実子(長男・長女など)と記載
縁組の成立	数日から18歳まで	養親と養子の同意により成立	養親の請求に対し家裁の決定により成立。 実父母の同意が必要
離縁	自立するか 実親の元に戻る	原則、養親及び養子の同意により離縁	原則できないが、養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁
国からの補助	あり(里親補助 86000円/月)	なし	なし

表2 斡旋団体別養子の年齢（日本財団の HP より作成）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	合計
児童相談所	124件 20.30%	172件 28.20%	94件 15.40%	66件 10.80%	44件 7.20%	45件 7.40%	65件 10.60%	610件 100%
民間斡旋団体	215件 69.40%	51件 16.50%	9件 2.90%	6件 1.9%	9件 2.90%	4件 1.30%	16件 5.20%	310件 100%

として、特別養子縁組家庭、里親家庭、ファミリーホームがある。里親家庭や普通養子縁組では実親との関係が存続するが、特別養子縁組では、実親との縁が終了し、実子として戸籍に入る。普通養子縁組も新しい家庭に戸籍上は入るが、養子として記載される。また国からの補助の有無でもこれらの制度は異なっている（表1）。

特別養子縁組は子どもの福祉の増進を目的としており、2020年4月1日、特別養子縁組制度の民法が改定された。主だった改正としては、養子となる子どもの年齢の上限を原則6歳未満から15歳未満に引き上げられた点がある。また特別養子縁組の成立の手続きはそれまで実親側の事情の確認と同意、及び養親の養育能力と養子との相性の審判を同時に行っていたが、実親側と養親側の審判を分けて行うことにより、実親の事情と意思が明確で、養子縁組の同意を得た上で、養親

側の審判に入るという二段階に分けることとなった。これにより、養親が子どもを迎える法的なプロセスにある中で実親が心変わりして、養子縁組のキャンセルが防がれることとなり、養親となる人の負担が軽減された。この改定は多くの人に養子縁組を知ってもらい、その利用が増進されることを目的としている。

特別養子縁組で子どもを迎えようと思った夫婦（日本の法律では特別養子縁組で子どもを迎えられるのは夫婦と限定されている）は、児童相談所か民間の斡旋団体を利用することとなる。2017年の厚労省の調査によると、2014・2015年度の特別養子縁組成立件数は、児童相談所が610件、民間の斡旋団体は310件の合計920件であった（表2）。民法改正後の成立件数のデータは現時点では公表されていない。児童相談所も民間の斡旋団体も0歳児での養子縁組の成立割合が高いが、児童

相談所は1歳児以上の子どもの成立率も低くなく、新生児を迎えるのは民間の斡旋団体が多いことから、民間の斡旋団体を選ぶ人も多い。2022年12月時点での日本において、養子縁組の斡旋に係る児童の保護等に関する法律に定める許可を得た団体は23団体ある。

児童相談所に比べると民間の斡旋団体は団体独自の養親への条件がある。婚姻歴や不妊治療の有無などがあり、不妊治療が前提になっていることがこの斡旋団体の条件からも伺える。児童相談所は斡旋料金はかからないが、民間団体は料金がかかるなど二者間には違いがある。

特別養子縁組に関する先行研究

特別養子縁組の当事者の心理的側面の研究として、子どものアイデンティティに着目した研究がある（森，2005/2020；富田，2006；野辺，2009）。また、親を対象としたものでは、不妊治療を経て特別養子縁組という選択をした当事者の心理面、特に困難な経験や葛藤に焦点を当てた研究がある（安田，2005/2007/2016；由井，2013；渡辺ほか，2018など）。前述の民間の斡旋団体の中には不妊治療を養親になることの条件にしているところもあり、研究においても不妊治療によって子どもを授かることができなかった当事者が特別養子縁組という選択肢を選んだという研究文脈が主である。養親希望者は不妊治療を経ている方が多い現状があるが、不妊治療を経ないで特別養子縁組で子どもを迎えた事例については十分に検討されてきていないといえよう。

また、現在は「子どもの権利条約」の第7条に子どもは自身の出自を知る権利が明記されており、子どもの権利の観点からも真実告知は重要視されている。真実告知は、Open adaptation, Semi-Open Adaptation, Closed Adaptation と子どもに対してどの程度真実を伝えるか、生みの親との繋がりによって3つに分けられる。海外では、Open adaptation のデメリットよりメリットを検証する研究が多い（Smithら，2020）。日本では「子どもの権利条約」の制定により、子どもの出自を知る権利が考えられている昨今、Semi-Open Adaptation が行われつつある。これは生みの親と

養父母が「半分だけ繋がっている」状態である（ロング，2019）。子どもの出自を知る権利を守り、斡旋団体が生みの親と繋がっていることによって子どもが生みの親に会いたくなった時に会える可能性がある取り組みであり、日本の風土に合ったあり方として現在斡旋団体が積極的に行なっている。

本研究の目的

本研究は、特別養子縁組で子どもを迎えた親の心のプロセスについての研究の一部である。今回は、先行研究ではあまり扱われていないところである不妊治療とはまた別の選択として特別養子縁組を選択した夫婦が、最初の通過点である特別養子縁組で子どもを迎えることを決めて子どもを迎えるまでの心のプロセスを探索的に検討する。特別養子縁組を考え始めるまでもに多様な経路があるが、不妊治療とはまた別の選択としての特別養子縁組とは、不妊治療を経ない場合や、不妊治療を一定期間経験するも別の選択肢として特別養子縁組についても検討をし選択する場合、不妊治療も選択にあったが特別養子縁組を早い段階から検討するなど、不妊治療の末に選択するのではなく、早い段階で、不妊治療とはまた別の選択として、子どものための制度としての特別養子縁組について理解を深め夫婦の間で話し合われる状況のことを示している。考察では、当事者の語りから明らかになったことを理解したうえで、特別養子縁組の入り口段階の支援について検討する。

方法

研究協力者

筆者の知人で Social Network Service 上にて特別養子縁組で子どもを迎えた公表している人に研究への協力（インタビュー）を依頼した。またその協力者を通して、縁故募集により同じ斡旋団体から特別養子縁組で子どもを迎えた養親の当事者ネットワークを通してインタビュー協力を依頼した。そのため、インタビュー協力者はすべて同じ団体にて斡旋を受けている。

児童相談所と民間の団体では迎えるまでの生みの親や養親への関わり方に違いがあり、迎える子

どもの年齢も民間の団体は児童相談所と比較すると生後間もないことが多いため、迎え入れるまでのプロセスが異なることが多い。また、法改正の影響がプロセスに関連することが考えられるため、子どもの年齢がある程度近い人の語りを分析対象とした。そのため、今回は民間の斡旋団体から生まれて間もない子どもを迎え、かつ、インタビュー当時2歳から8歳までの子どもを育てている4組6名の養親を対象とした。さらに、決定プロセスが異なることが予想されるため、血の繋がった実子のいない人を対象とした。インタビューは筆者らが行った。尚、CさんとDさん、EさんとFさんは夫婦でインタビューに応じてくれた。研究協力者BさんとDさんは子どもを2人迎えている。AさんBさんには不妊治療の経験を持ち、ともに、不妊治療の経過中から、別の選択肢として特別養子縁組についても検討していた。Cさん、Dさん夫婦とEさんFさん夫婦には不妊治療経験はない。

データの収集

調査はX年11月から12月に実施した。質問項目は、特別養子縁組を決めた経緯、特別養子縁組を決めた時の気持ち、子どもを迎えた時の気持ち、子どもを迎えた後の日々について、その時々サポートはあったのか、誰かに相談をしたのかであった。面接形態は、半構造化面接とし上記の質問を行いそのあとは自由に話をしていただいた。質問の前には、答えたくないものには答えなくてもよいことを申し添えた。面接はオンラインで行い、各1時間から1時間半程度であった。インタビューは録音し、匿名化をした逐語を作成した。

データの分析方法

特別養子縁組で子どもを迎えるという到達点に達するまでにいくつもの分岐点があると思われる。夫婦のいずれかが特別養子縁組を考え、夫婦間で話し合いを行い、夫婦それぞれの原家族への説明をするタイミングや方法の選択などいくつもの分岐点があり、それらを選び子どもを迎えるという現実がある。

このように人によって選ぶ行動が異なり、その

径路は多様である。そして人は状況に応じながら選択し、軌道修正をする(安田 2005)。この分岐点(Bifurcation Point: 以下 BFP)や径路の多様性を大切にして分析する方法として複線径路・等至性モデル(Trajectory Equifinality Model; 以下 TEM)がある。等至性(Equifinality)とは「時間の不可逆性、時代背景や属する社会集団の文化・社会的文脈、人の生涯発達の要件が複雑で交錯するなかで、個人が決して単一ではありえない多様な経験を積み重ねていたとしても、等しく(Equi)到達する(final)通過点があることを示す概念」としている(安田, 2005)。TEMを用いた研究において研究者が多様な経験が(径路)が到達する地点である等至点(Equifinality Point: 以下 EFP)を設定するが、このEFPは研究協力者にとっても意味のある重要なことであるとしている(サトウ・安田・木戸・高田・Valsiner, 2006)。

TEMにはEFPとBEP、必須通過点(Obligatory Passage Point: 以下 OPP)という概念がある。人々が選び進む径路は多様であるが、一方で論理的・制度的・慣習的にほとんどの人が経験することになる事柄を必須通過点としている。TEMでは、さらに、望んでいない方向へと仕向ける環境要因や文化的な力の総称のことを社会的方向づけ(Social Direction; SD)、望んでいる方向へと支援する環境要因や文化的な力の総称のことを社会的ガイド(Social Guide; SG)として設定をする。SDとSGを示すことによって、当事者の心のプロセスを周囲との関係や文化との関係から明らかにすることができる。

本研究では複数径路・等至点モデル(TEM)によって子どもを特別養子縁組で迎える夫婦の子どもを迎えるまでの心の動きの多様性をプロセスとして扱う。

データ分析のプロセス

4組の夫婦6名の語りのデータをもとに分析を行った。逐語記録を繰り返し精読し、各協力者の特別養子縁組で子どもを迎えるプロセスの全体像を把握した。事例ごとにKJ法に準じて逐語記録を意味のまとまりごとの単位に区切り、その内容を示す見出しをつけ、カード化した。このカード化の作業を繰り返し行い、217枚のカードを作成

した。217 枚のカードを時系列で並べ、特別養子縁組をする夫婦のプロセスの段階に沿って、「(特別養子縁組をすることについての) 夫婦の合意」、「民間の斡旋団体への申し込みを決意する」、「一緒に生きていく確信」を EFP とし、多数の親が経験すると思われるものを OPP とし、分岐点は矢印で示した。TEM 図を作成し、時期ごとに語られた心理的な面について特に着目して心理プロセスについて分析をした。

倫理的配慮

研究協力者には、研究目的、意義、方法、研究協力者の任意性と撤回の自由、不利益が生じないこと、守秘義務及び個人情報の厳守について文書と口頭で説明し、同意を得た上で、インタビューを行った。同意書への署名は郵送で行った。個人情報に記載されているデータは特定されないように匿名化し、記録媒体と共に鍵のかかる場所で厳

重に保管した。なお、本研究は青山学院大学研究倫理委員会にて承認をうけて実施した(承認番号: H22-024)。

結果

TEM 図を作成し、具体的な動きを中心に時系列を整理した。図 1 は子どもを迎えるきっかけから申し込みをしたところまでを表している。図 2 は、養親になるための認定を受けて待機となつてから、実際に新生児を迎え入れて裁判所の審判が下りるまでの経路を左から右へ時間軸に視覚化して表したものである。EFP の通過にあわせ 3 期間の心理プロセスを以下に示す。なお結果の表記にあたっては、EFP を【 】、OPP を<>、分岐点を『 』SD を《 》、SG を『 』とした。インタビューの具体的な発言は“ ”で括り斜体とし、分析過程で作成したカードの記載情報は太字で表示した。なお、今回は、心のプロセスにつ

表 3：複数経路・等至点モデル (TEM) の用語

用語	概念の意味	本稿における意味
等至点: EFP (Equifinality point)	さまざまな経路の到達点	【夫婦の合意】【民間の斡旋機関へ申し込みを決意する】 【一緒に生きていく確信】
両極化した等至点 (Polarized EFP)	等至点のつuitとなるような地点	合意しない・申し込みをしない・認定が下りない
分岐点: BFP (Bifurcation Point)	ある選択によって各々の行動が多様に分かれていく地点	『特別養子縁組について夫婦で話し合う』・『特別養子縁組について申し込みについて動く』
必須の通過点: OPP (Obligatory Passage Point)	ほとんどの人が経験する事柄 (心理面)	<子どもを授かりたいという思い><子どもを育てたいという思い><血の繋がりにこだわらない子育てへの前向きな思い><夫婦で話し合う><養親研修で培われる覚悟><受託を受ける決断><生みの親の存在がリアルになる><迎えに行く><出会い><養親になった実感><新生児育児のたいへんさ><じわじわと親になる感覚><生みの親の心変わりへの不安>
社会的方向づけ: SD (Social Direction)	望んでいない方向へと仕向ける環境要因や文化的な力の総称	《血の繋がりを重んじる価値観》《制度上の問題》 《古い価値観》《職場の理解のなさ》《前例のなさ》《産院の経験のなさ》
社会的ガイド: SG (Social Guide)	望んでいる方向へと支援する環境要因や文化的な力の総称	『多様性に関わった土台』『知識』『子育てについてのポジティブな考え』『不妊治療の負担』『周囲の後押し』『肯定的な当事者の話』『メディアやネットの情報』『自己決定への信頼』『団体との信頼関係』『職場の理解』『周囲の理解』『職場の理解』『周囲の応援』『団体からのサポート』『団体の助産師のサポート』『産院の理解』『周囲の喜び』『子どもの笑顔・子どもの力』

いて焦点を当て、制度的な必須通過点は黒い四角に白字で表記した（図1・2、表3）。図1・2と表4の作成に当たっては、TEMを使用したプロセスの研究（安井，2005；向，2016）を参考にした。

第1期 夫婦の思いのすりあわせと模索

特別養子縁組を考え出したきっかけとして、＜子どもを授かりたいという思い＞そして、病気の既往や不妊、年齢等の事情により、生物学的に出産が難しいという事実と直面したことがあった。子どもを産むことができないという事実と、子どもを授かりたいという思いは夫婦で繰り返し話し合われる。話し合いの中で、産むことではなく、＜子どもを育てたいという思い＞が大切であると感じられていく。《血の繋がりを重んじる価値観》は意識されながらも、産むよりも育てることへの思いは夫婦双方または夫婦のどちらかによってかなり早い段階で明確化されていっている。応援してくれる家族などの『周囲の後押し』や、留学経験、児童養護施設の子どもたちとの交流経験、知人にステップファミリーや養子がいたことなどの『多様性に関わった土台』、大学でアイデンティティや子育て環境について学んだこと

や、不妊治療に伴う出自に悩む当事者の存在について、『知識』、DNAより環境が大切である、育てる親のいない子どもの幸せの権利などの『養子についてのポジティブな考え』（SG）があった。Aさんは、“相手の血がつながっている子どもが欲しいって気持ちがあつて…それが難しいってわかつてじゃあどうする？割と早い段階で今の家族の形って”と語っている。Bさんは“不妊治療もしていたんですけど（略）その前から特別養子縁組もいいなと思っていました”“自分の親から産まなくてもいいから子どもは育てることをしてほしいなんて言われて”“小さいときにも身近な方が特別養子縁組で迎えているっていうような環境で育ってきたので”と身近なコミュニティが制度利用の入り口でサポーターであったことを語った。SDとして認知度の低さや情報の得にくさ、また、婚姻年数がある程度たっている夫婦でないことで選択肢が限られることなど《制度上の問題》があげられた。

その後、夫婦のどちらかもしくは双方が特別養子縁組について考えはじめ、積極的にその方向へと進むことを望み、その後、『特別養子縁組という制度について夫婦で話し合う』の分岐点に至る。

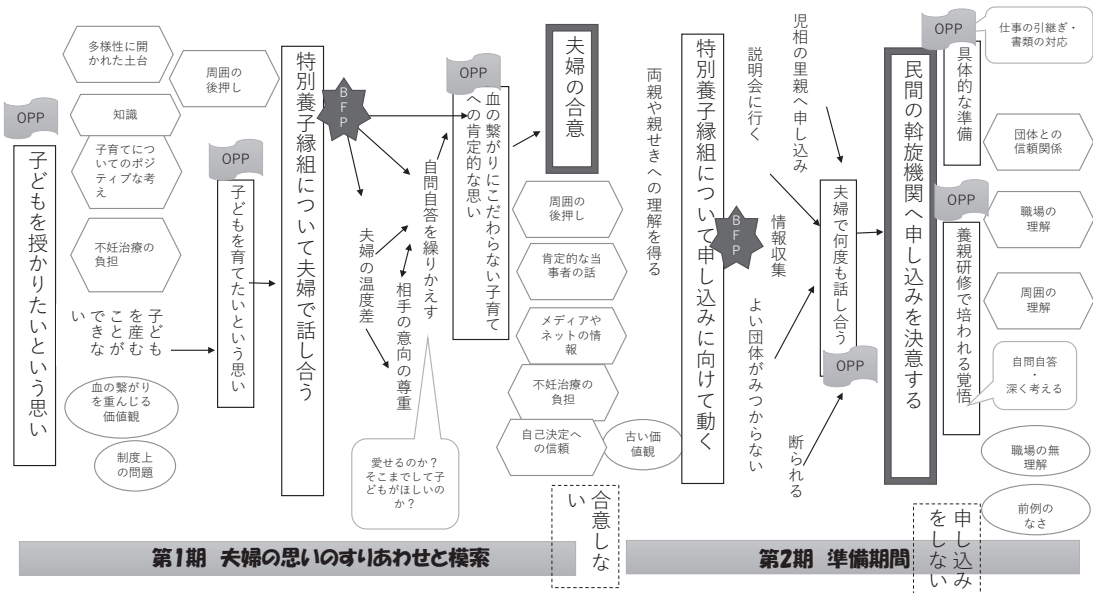


図1 養親の心のプロセス第1期・2期

この分岐点では、**血の繋がりにこだわらない**という感覚が特に早い段階で夫婦の間で合意に至る経路（B・C・D）と、**夫婦の温度差**がある場合（A・E・F）とに分岐があった。**夫婦の温度差**がある経路では、提案をした側も、提案をされた側も、それぞれのパートナーの気持ちや思いを受けて自問自答を繰り返していた。“そこまでして子どもが欲しいのか”“血の繋がりがいない子どもを愛することができるのだろうか”“他の子どもとは違うと思えるくらいになれるのか”と、深く考える時間が生じていた。パートナーと話し合いをしながら、自問自答を繰り返す時間は、＜相手の意向の尊重＞として意味づけられていた。また、考えるだけではなく、**周囲へ相談**をしたり、**当事者の話を聞く**など、具体的に動くことで、育児について検討が繰り返されていた。やがて分岐していた経路は、＜血の繋がりにこだわらない子育てへの前向きな思い＞に収束し、【夫婦の合意】となる。Aさんは、“ある日、本当に夫がああ・ふっと血の繋がって関係ないんじゃないかってふと思ったらしいんですね”と夫のなかでこだわりが氷解した瞬間があったことを語った。Eさんは、妻から制度について提案された側であったが、“あんまりこうだからっていう危機感がなかった。特にブレーキを踏む理由が僕の中になかった”と語った。Cさん・Dさん夫婦は、子どもを産むことが難しいと分かった時点で、もともとCさんに養子など多様な家族の形態が身近な経験があったことから“自然に養子の選択をした”とのことだった。SGは両親や友人に相談した際の『周囲の後押し』や『肯定的な当事者の話』、『メディアやネットの情報』、『不妊治療の負担の大きさ』、『自己決定への信頼』であった。SDには「古い価値観」があった。

第2期 子どもを迎え入れる準備期間

【夫婦の合意】から認定を受けるまでを第2期とした。両親や親戚の理解を得ることも含めて『特別養子縁組について申し込みに向けて動く』という分岐点に至る。**説明会に行く**、**情報収集**、＜夫婦で何度も話し合う＞ことを通して具体的に動くためには、さまざまな苦勞が伴う。動く中で、

児相の里親へ申し込みをしたり、ある斡旋団体から**条件的に断**れたり、よい団体が**みつからない**で困る場合もあった。複数の斡旋団体について調べ、最終的に、**信頼ができる**【民間の斡旋団体に申し込みを決意する】。申し込み後は、＜具体的な準備＞として、**会社へ事情を話すこと**や、**人事へ書類を準備**してもらうこと、いつでも仕事を休めるように準備をするなど、仕事についての対応と、養親研修を通して、具体的に学び、より深く夫婦間で話し合いをくり返す。養親研修の受講は必須であるが、＜養親研修で培われる覚悟＞は、プロセス上非常に重要なOPPだ。**具体的な育児技術**の他に、**真実告知の練習**や、どのような子どもでも受け入れることができるのかという覚悟が養われる。Aさんは養親研修を通して、改めて**特別養子縁組の制度について学び**、“**実のお母さんがとにかく安心して産めるっていう状態を作るサポート**”に力を入れていることがわかり“あなたのお母さんがこんな風な支えがあったんだよっていうのを伝えてあげられる”ということが、子どもを迎える上での安心につながったと語っている。Cさんは“**団体は我々の事情**っていうのをすごくくみ取ってくれた感じがしていて、（略）それぞれの子育ての方針であるとか我々の価値観であるとかっていることをちゃんと尊重してくれている感じがしたんです”と斡旋団体との信頼関係について語った。Bさんは“**障害をもったお子さんを迎える事**”について斡旋団体から質問をされた際に“生きていればいい”と返答したと想起した。Fさんは様々な事情で子育てができない親の事情についての**ケーススタディの学び**を通して、“普通だったら多分あんまり考えないようなことを考えさせられるんですけど、それを通して養親も準備ができていくっていうんですね。そのたくさん**の宿題**を通して準備をさせられていくというか”と親になる過程の**心理的な準備**になると意味づけている。

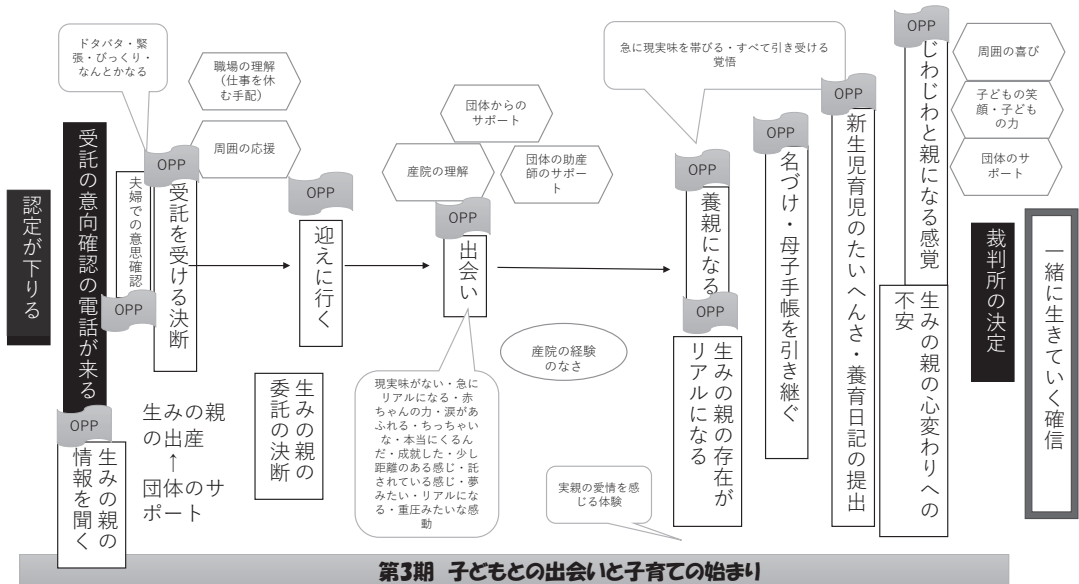
第2期においても膨大な夫婦の共同作業が行われている。具体的に動き時間を共有することに意味がある。特別養子縁組で子どもを迎える夫婦にとっては、病院や保健センター主催の母親学級や、母子手帳の交付、妊婦健診等を経ない代わりに、

養親研修という形で親になる準備が行われており、そこで、子どもを迎えるということについて、自問自答をしたり、深く考えたり、覚悟を持つが、それを夫婦が共同で行うことによって、夫婦間の信頼関係や絆が培われる機会となり、子どもが育つ家庭としての基礎が少しずつつくられていく。また、準備期間を支えるSGとして、『団体との信頼関係』『職場の理解』『周囲の理解』があり、特別養子縁組を行う夫婦を支えるソーシャルサポートの重要性がここでも浮き彫りとなっている。ここでのSDは《職場の無理解》《前例のなさ》である。数年前まで特別養子縁組では育休の取得ができなかったこともあり、職場で特別養子縁組による育休を取得した前例がなくそのために理解が得られにくいことがうかがわれた。しかし、理解がないと悩むだけではなく、上司や人事と丹念に話をしたり、交渉をすることによって道を切り開いている。Eさんは“養子縁組の場合は、あんまり話せなかったりするんですね。結局、来るっていつてこなかったりってこともありえますし、そもそも僕らはいつ来るのか読めないっていう”“いつごろですかと言われても僕らもわからないし、事前の根回しもしづらいつていう”と語った。時期が読めない難しさは、避けては通れ

ない制度上の問題である。育休の取りやすさについては、社会的認知の向上が望まれる。

第3期 子どもとの出会いと子育ての始まり

養親の候補者として認定が下りてから裁判所の決定までを第3期とする(図2)。待機期間になると、いつ斡旋団体から受託の意向確認の電話がくるのかがわからない状態となる。出産は時期が確定しないため、認定が下りて数時間後に電話がくる場合もある。突然の電話を受けて夫婦お互いに最終的な意思確認をする。そのときは“もちろん受けます”(Bさん)、“基本その日中についていうことなので、連絡をいただいて15分ぐらい話をして、あの30分後にはもう折り返し電話して”(Fさん)、“認定が下りたその日の夜に連絡が来て出産が少し早まったのでもう破水しましたって。もうそこからあつという間のドタバタの”(Aさん)と、突然の電話で事態が急激に動き出すのである。予想できない突然の出来事として夫婦に体験されている。指定された日にく迎えに行く。＜出会い＞は心動かされる瞬間である。“成就した”“本当にくるんだ”という思いや、“現実味がない”“夢のよう”と現実につけ合わない感覚と、“急にリアルになる”“涙があふれた”など、



子どもの存在をリアルに感じる心の動きがあった。子どもを迎える前後では一貫して『団体のサポート』がある。また、**教育入院の機会**を持ったBさんは、『産院の理解』があることでより安心して新生児を迎えられたと述べた。この局面で夫婦に対して生みの親の状況が団体の職員より伝えられる。**生みの親の出産前後で語ったことやそのときの表情などが事細かく記録**されており、それが養親に渡される。最終的に**実親の意向が確認**される。**母子手帳を引き継ぎ、名づけについて生みの親の意向を聞く**。〈生みの親の存在がリアルになる〉と同時に〈養親になった実感〉が生まれる。Bさんは、“私一人で行ったんです。全部私が一人で、団体さんも、来てくれたんですけど、全部のしかかる重圧みたいな感動を独り占めしました。”と、生みの親との対面が特別な経験であったことを語った。生みの親との関係は、人それぞれ個性があるが、どのような関係であっても**真実告知にもつながり養親が養親になるためには欠かせないOPP**である。**新生児を自宅に迎えた**あとは〈新生児育児の大変さ〉を実感する。日々の育児を通して〈じわじわと親になる感覚〉が生まれる。Fさんは“なんかこう瞬間に何か親になったんだみたいな感じっていうよりも、じわじわっていう感じですかね。多分、実際に女性の場合出産していると自分の体の変化とかおなかの痛みだったりとか、そういう変化からいろんな実感って湧いてくるのかもしれないんですけど、そういうのが一切ないので、本当に普通に日常生活してる中に、そこにその子どもがポンと現れる感じだから”と表現している。**裁判所の審判**が下りるまでは〈実親の心変わりへの不安（図2）〉がある。最短で6か月を経て裁判所の審判が下ることによって、【一緒に生きていく確信】に至る（EEP）。【一緒に生きていく確信】は、これからの子育ての始まりでもあり、未来に続く分岐点でもある。

考察

結果を踏まえて、心のプロセスについて理解を深め、子育て支援の観点から考察を行う。まず、4組の夫婦ともに、SGとしてあげられている特別養子縁組や養子を含む多様な家族のあり方につ

いての経験や知識があり、身近であったことが経緯を説明する語りで見られ選択に大きく影響をしていたことが考えられる。夫婦が子どもを授かりたいと思い、かつ、妊娠が難しいとわかったときには、不妊治療にて出産を目指す経路、不妊治療にて子どもを産むことがかなわないために特別養子縁組を選択するという経路、早いうちから不妊治療とはまた別の選択として特別養子縁組の制度を選ぶ経路がある。本研究でとらえた早い段階で特別養子縁組を選択した夫婦の経路は、産むことだけではなく、子どもを育てることへの思い、DNAだけではなく、社会や環境が大切であるという思いを夫婦の双方または一方が抱いており、その思いが夫婦で話し合われ共有されていた。選択をする際には、経験的な知識や価値観の共有とすり合わせが夫婦で行われている。育てる親のいない子どもが特別養子縁組という制度によって新しい家に迎えられているということを知識として、また、体験的に知っていることが土台にあり、不妊治療とはまた別の選択肢として夫婦の対話が重ねられるという経路がとられているのである。夫婦間の温度差がある場合と自然に両者で選択した場合とに分岐があるが、温度差があった場合はパートナーから提案をされたときに、予備知識がなかったり、複雑な思いを抱いたり、未知のものとしてわからなかったりと、そのわからなさや受け入れることの抵抗感などを夫婦間で話し合われていた。この夫婦の思いがすりあわされることで合意に至るのだが、これは第1期から第2期を通して夫婦間の対話や斡旋団体での研修で出される宿題によって子どもを育てていくということについて深く考える機会まで、終始行われ、「覚悟」が培われていく。

第1期から第2期を支えている社会的存在として両親、親戚、近所の人たち、友人等の周囲の理解と、斡旋団体のサポートがあった。これらは夫婦の話し合いを支えていた。特に両親の理解は認定を受けるためには必須であるということもあり、直接に会って対話を重ねるなど夫婦が共に思いを言語化する機会が随所にある。夫婦間や周囲の人とのコミュニケーションの多さは、プロセスにおいて特徴的である。特別養子縁組で子どもを

迎えるにあたって、夫婦間での話し合いは欠かせないものである。裏を返すと話し合いが難しい場合や、思いのすり合わせがうまくいかない場合や周囲の理解やサポートが得られない場合、特別養子縁組の制度を利用することがかなり困難になる(P-EFP)。思いをすりあわせ準備をして待機状態になるまでの多くの話し合いを積み重ねるプロセスや養親研修を受けたり団体の説明会に行ったりと実際に体を動かして行う体験は、自己やパートナーへの信頼を育み、『古い価値観』や『前例のなさ』『制度上の問題』などのSDを乗り越えていく。それは、第3期に直面をする子育てのさまざまな局面を乗り越える土台となるだろう。子育てに関しての価値観を伝えあうことは、お互いの存在をより身近に感じる経験として意味づけられていた。それは、子どもが育つための夫婦の関係性を育む経験でもあるだろう。電話が来て受託を決断し、場合によっては迎えに行くまでには1週間もないという時間感覚であるからこそ、そこに至るまでの心の準備がいかに大切であるかを物語っている。“現実味がない”“夢みたい”と語られた実感と、生みの親の存在が具体的となることによる感慨、その後、“待ったなし”の新生児育児は、「養子との運命的な出会い」であり、「通常の出産により近い状況」といえる(樂木, 2010)。夫婦の在り方の研究は、日本ではあまり行われておらず、夫婦より家族に注目した研究が主流である(永井, 2011)。妻の夫への信頼度の研究では、夫と話をする時間は信頼度に良い影響があるとしている(山口, 2007)。安田(2007)は養子縁組で子どもを迎える夫婦が養親研修を受け、これからの生き方や子どもを迎えることへの互いの気持ちなどを夫婦間で話し合う機会となったとしている。また、家庭内のワークシェアリングも大切な要因となっており、夫の家事や家族に関わる時間が多いほど妻の夫への信頼度が上がるという結果もあった(山口, 2007)。夫婦が夫婦として話し合い、協力し合う関係がより信頼関係のある夫婦を構築するといえるであろう。特別養子縁組で子どもを迎える夫婦にとって、子どもを迎えるための話し合いを繰り返し行うことが夫婦関係にも肯定的な影響があるのではないだろうか。本研究は

制度を利用した人を対象としていたため、夫婦の意思決定については破綻することなく、養子縁組を申し込むというOPPに至っている。情報収集や経済的な負担の軽減策や制度を利用する入口における夫婦の意思決定についての継続的な支援は公的にはないため、特別養子縁組について検討をしながらも、実際に制度を利用できなかった事例も多くあることが推察される。なじみがないことや、実際にどのように進めていいかわからないという場合もあるだろう。現在は、Semi-Open AdaptationやOpen Adaptationの方針で子育てをしている当事者も増えている。当事者の話を気軽に聞ける機会や、情報収集などの啓蒙活動に加えて、夫婦の意思決定や合意に向けて足並みがそろわずに悩む場合や、コミュニケーションが難しい場合に、当事者の事情をよく理解しながら夫婦間のコミュニケーションについてファシリテートできるような専門家の存在が必要といえる。

今回の研究に際して、筆者らの研究に協力をしたいと願い出てくれた方が多くいた。その方々は「特別養子縁組を理解してもらうことで子どもが社会に出てた時に特別な子どもではないと思ってもらいたい」という思いが協力の意思表示をした根本にあった。日本では、里親や特別養子縁組を経て親子になった家族の形の多様性はあまり議論されていない。家族の多様性が論じられ、世間に理解され受け入れられることにより、特別養子縁組で新しい家族と巡り会えた子どもたちにとって、自分たちが特別ではなくなることへと繋がるのではないだろうか。日本財団が行った調査では、養子の幸福度の高さが示され、暮らし向きについても「普通」と答える割合が多いという結果がある。また、養親も子どもを育ててよかったと思っている割合が高いことが報告されている(日本財団, 2016)。未就学時代や義務教育課程において、また、大学のカリキュラム等でも、多様な家族の一形態としての特別養子縁組の制度について学ぶ機会を増やすことが求められる。そして、子どもの幸せにつながる家族の多様性の一つのあり方として理解を深めることは、当事者がより安心して子育てができる環境づくりに寄与するのではないかと考える。

2015年9月、国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では17の国際目標が掲げられている。その中のいくつかは特別養子縁組を社会が理解し、促進することに関係があると思われる。経済的な困窮や虐待などにより生みの親による養育が、必ずしも子どもの利益にならない場合もある。それらの子どもたちを貧困から守り(目標1)、健康的な生活を維持し(目標3)、平和で穏やかな生活(目標16)を提供する方法が特別養子縁組であると考えられる。制度が広がり、少しでも多くの子どもの命が守られること、そのためには、養親になりたいと願う夫婦が安心して子育てができる社会であることが望まれる。

今後の課題

特別養子縁組で子どもを迎えてからの家族の関係において、子ども本人への「真実告知」や保育園の保育士や小学校の教員、子どもの友達、そして友達の親たちへの「真実告知」のあり方などについての研究も必要であると考えられる。現在ある研究は「真実告知」は子どもが成長してからのものが多く、現在多くの養親が行っている0歳からの真実告知についての研究は行われていない。今後、当事者の方の協力を得て研究を進めていきたい。

付記

今回、インタビューに協力してくださった研究協力者のみなさまには、改めて感謝いたします。

片岡優華 (2016). 妊娠期から育児期における夫婦の葛藤と意思決定に関する文献研究 創価大学看護学部紀要, 1, 3-13.

サトウタツヤ・安田裕子・木戸彩恵・高田沙織・ヤーン＝ヴァルシナー (2006) 複線経路・等至性モデル—人生経路の多様性を描く質的心理学の新しい方法論を目指して 質的心理学研究, 5, 255-275.

永井暁子 (2011). 結婚生活の経過による妻の夫婦関係満足度の変化、社会福祉, 52, 123-133

野辺陽子 (2015). 非血縁親子における「親の複数性・多次元性」の課題、比較家族史研究,

29, 129-145.

森和子 (2005). 養親子における『真実告知』に関する一考察—養子は自分の境遇をどのように理解していくか— 文京学院大学人間学部紀要, 7 (1), 61-88.

森和子 (2020). 養子縁組による血縁によらない親子関係形成過程 名古屋大学博士論文, オープンアクセス https://nagoya.repo.nii.ac.jp/records/29550#.Y7S6Qy_3K_I

向晃佑 (2016). 複線経路・等至性モデル (TEM) による送球イソップ経験者の心理プロセスの検討. 質的心理学研究, 15, 159-170.

樂木章子 (2010). 「養親 - 養子」家族における「産みの親」の位置：核家族への示唆. 集団力学, 27, 1-16.

安田裕子 (2005). 不妊という経験を通じた事故の問い直し過程—治療では子どもを授からなかった当事者の選択岐路から. 質的心理学研究, 4, 201-226.

安田裕子 (2006). 血のつながりのない家族関係を築くということ—非配偶者間人工授精を試み、その後、養子縁組で子どもをもった女性の語りから— 立命館人間科学研究, 11, 107-123

安田裕子 (2007). 非血縁の親子関係を築く選択と経験—不妊治療では子どもを産むことができなかった女性のナラティブ, 心理臨床学研究, 25 (5), 550-560.

山口一男 (2007). 夫婦関係満足度とワーク・ライフ・バランス 季刊家計経済研究, 50-60.

由井秀樹 (2013). 不妊治療を経て特別養子縁組を選択した患者の経験—特別養子縁組成立までのプロセスに着目して— 保健医療社会学論集 第23巻2号, 49-58.

ロング朋子 (2019). 新生児特別養子縁組の実例—縁組三者のこころの揺れに伴走する こころの科学, 206, 27-31.

厚生労働省 HP 特別養子縁組制度について <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>

日本財団 養子縁組過程に関するアンケート調査結果 (概要) (2016). https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2018/12/wha_pro_hap_09.pdf